

公立保育園の民営化の方法について

■民営化移行形態1 「社会福祉法人へ公募により運営主体を移管する」

公立保育園を、実績のある社会福祉法人などを公募選定し、新たな保育園として運営主体を移管する。この方法を採用する場合は、保育の質を担保することや保護者の信頼を経て移管をスムーズにするためにも選定する条件等について、ガイドライン等でしっかりと取り決めを行うことが重要である。

【狛江市事例】

民営化の方式は、経営の継続性や安定性、事業運営の柔軟性や迅速性、財政的効果等を考慮し、民設民営方式によるものとしている。用地・建物等については、保育園等用地を有償貸付け、建物は建替えに対して補助を行うこととしている。また、設置・運営主体は、認可保育園の運営実績があり、事業の安定性や継続性が図られている社会福祉法人のみとしている。(公立保育園6園中2園)

○園の職員配置は、右の図のとおり。(出典：狛江市HP)

- 和泉保育園の場合(事例：平成29年4月開園予定)

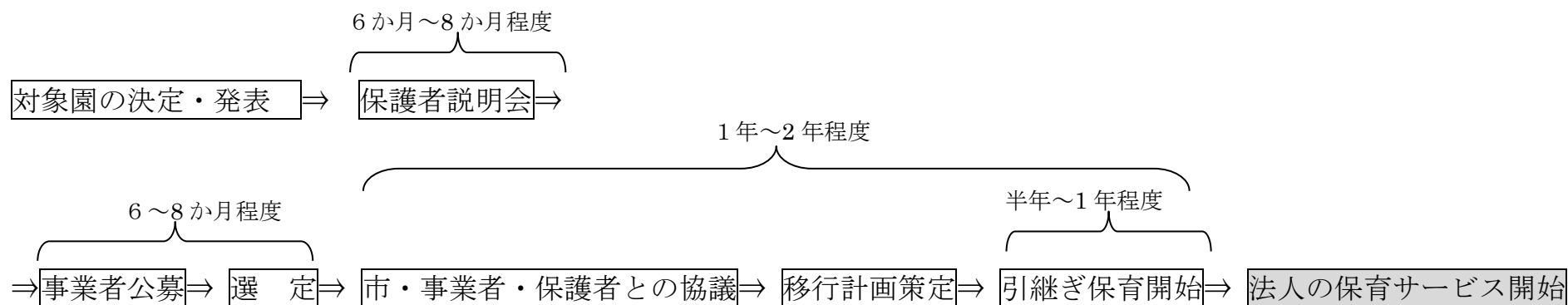
引継保育実施時期 平成28年4月から平成29年3月まで

民営化移行時期 平成29年4月から

定員	引継保育				法人職員配置			配置基準 (参考)		
	園長	職員配置	28.4.1	28.10.1	29.1.1					
園長	—	□					→	—		
0歳	10	●	●	△	△	◎	→	1:3		
1歳	13	●	△	△		◎	→	1:5		
2歳	16	●	●	△		◎	→	1:6		
3歳	16	●	●			◎	→	1:20		
4歳	24	●				◎	→	1:30		
5歳	24	●	●				→ ◎	1:30		
計	103									
障がい児F● 幼児F● 乳児F△ ※障がい児対応加配除く								◎主任級 (要協議)		
								◎主任	→	
看護師 ● ◎法人(引継ぎ3月から1か月(週5))								□:園長	1	0
栄養士 △ ◎法人(引継ぎ2月から2か月(週5))								●:市正規	15	0
調理士 ● ● △ △ ◎法人(引継ぎ3月から1か月(週5))								△:嘱託	10	0
用務 △								☆:法人園長級	1	1
								◎:法人正規	10	10
								計	37	11

対 27年度

◆民営化移行形態1 「社会福祉法人の公募により運営主体を移管する」場合のプロセスと期間の目安



★対象園の決定から移管までに、2年～3年半程度が目安となる。

■民営化移行形態2 「市が財団法人、社会福祉法人（社会福祉事業団）等を設立し、運営主体を移管する」

市が財団法人あるいは社会福祉法人（社会福祉事業団）を設立し、法人に新たな保育園として移管する。市の職員（保育士等）は出向の形態をとる。国立市の場合、くにたち文化・スポーツ振興財団があるが、保育所あるいは子ども関係施設を運営する場合、現在の設立趣旨と異なるため、新たな法人設立が求められると考えられる。「公私連携型保育所」の保育所とする 것도可能である。

また、子ども子育て新制度では、児童福祉法の改正により「公私連携型保育所」の制度が創設されたため、民設民営でありつつも、市町村の関与を明確にしつつ、設置主体に設置のインセンティブが働く新しい運営形態がとれるようになった。これにより、民設民営へ移管したのちも、協定締結などを結び、公の関与を明確にし、市が求めてきた保育の質を担保できることとなる。この制度を活用することにより、これまでに公立保育園が重要視してきた保育内容を継承することがより明確になると考えられる。

【武蔵野市事例】

武蔵野市が100%出資した外郭団体である「子ども協会」へ移管（公立9園中5園移管し民営化）。公立のままでは、非正規の職員が増えざるを得ないこと、民間にすることで国の補助金が得られ、給与は市職員よりも低く設定せざるを得ないものの、正規職員を増やすことができるメリットに加え、民間委託により保育士が入れ替わってしまうことへの保護者の心配、安定的な運営ができない事へのデメリットをなくすことが可能と考えて財団法人を設立したものである。

なお、子ども協会は、平成4年に武蔵野市が任意団体として設立し、子育て施設の管理運営団体として活動を行い、その後平成13年には指定管理者となり、平成21年度にはおもちゃに特化した子育て支援施設の業務を受託するなど事業拡大してきた。その後平成22年に法人化したものである。

- ・各園の職員配置は、園長以下職員（保育士、栄養士、保健師）の半数程度を協会に派遣している。（概ね10年で出向者はゼロ）

【三鷹市事例】

「公私連携型保育所」の制度を活用し、公設民営保育所から民設民営へ移管した後も、保育の質を確保しつつ経営の効率化を図ることとした。実績があり連携・協働が可能な「社会福祉法人三鷹市社会福祉事業団」を指定し、民営化を行った（公立保育園19園中4園民設民営※4園株式会社等へ委託）。

なお、社会福祉事業団は、平成11年4月に健康福祉施策を推進する中核的な団体として設立され、老人保健施設、母子生活支援施設を指定管理者として運営し、高齢者の在宅復帰の推進、母子世帯の自立への支援や保育業務を行っている。

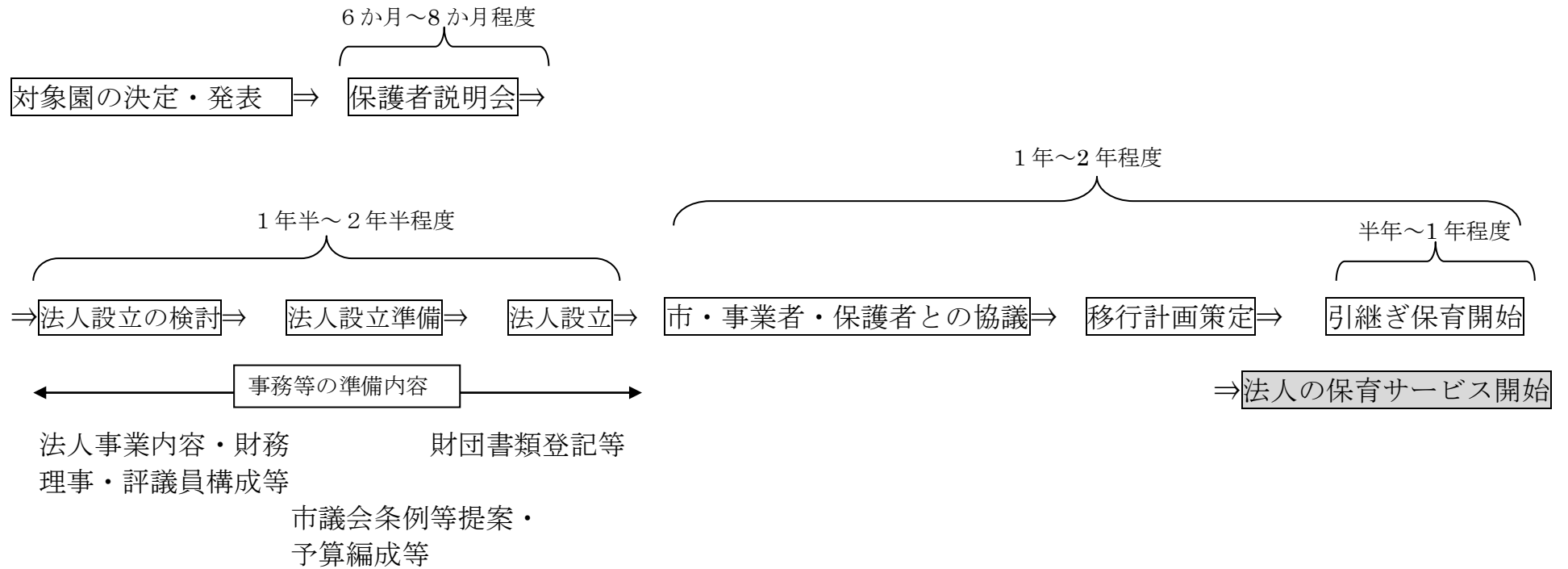
※【公私連携型保育所】

市町村が、設置・運営主体である民間法人と連携し、土地や建物など設備の無償又は廉価による譲渡、貸付けなど設置の支援を行うと共に、人的配置や提供する教育・保育などの運営に関与し、適正運営が行われるよう協定を締結して担保する。

- ・各園の職員配置は、園長以下職員の半数程度が同事業団に出向し運営している。（概ね5年で出向者はゼロ）
南浦西保育園の場合（パートタイマー等除く）（出典：三鷹市社会福祉事業団HP）

H26	園長	保育士	看護師等	栄養士	調理員
市	1人	7人	1人	1人	
事業団		9人			1人

◆民営化移行形態2「市が財団法人、社会福祉法人等を設立し、運営主体を移管する」場合のプロセスと期間の目安



★対象園の決定から移管までに、3年半～5年程度が目安となる。

★公私連携型保育所の指定・協定・都届出については、法人保育サービスが開始するまでに行うこととなる。

■民営化移行形態3 「市が社会福祉協議会（社会福祉法人）に、運営主体を移管する」

社会福祉協議会（社会福祉法人）へ施設の貸付あるいは譲渡を行い、運営主体を移管する。市の職員（保育士等）は出向の形態をとる。

国立市に置き換えた場合、現在、国立市社会福祉協議会があるが、これまでの保育実績がなく、また職員体制についても同様である。そのため新たな保育・子育て支援事業部門などの体制づくりが必要となると考えられる。その際、国立市社会福祉協議会が、現在の設立趣旨や今後目指すべき方向性と一致するかなど検討が必要となる。「公私連携型保育所」の保育所とすることも可能である。

【自治体実績】

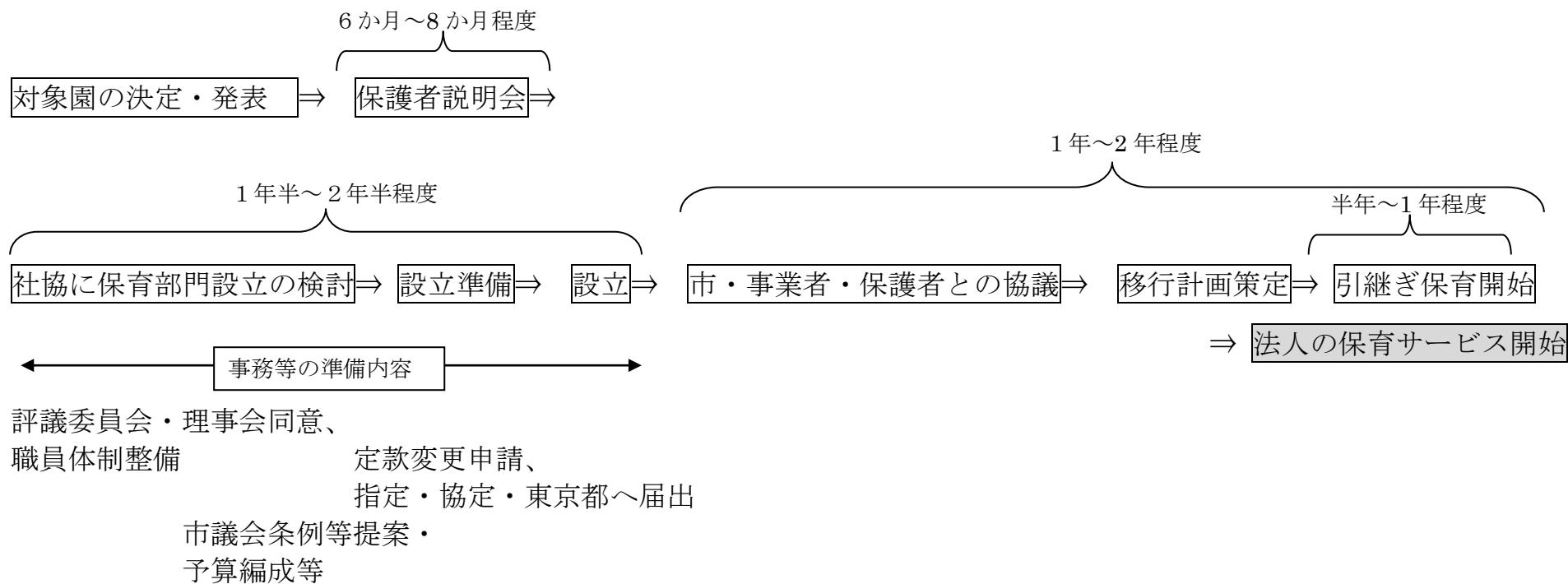
愛知県碧南市、佐賀県唐津市、栃木県足利市、宮城県塩釜市など

【碧南市事例】

碧南市では、社会福祉協議会へ公立保育園5園を一括して移管。民営化のため運営法人を一般公募した場合、市の条件を全て満たすことができる法人を選考できる可能性は困難とし、全ての条件を満たす社会福祉協議会に決定した。

(条件)①従来の保育内容、保育体制を継続し、入所児童に不安を与えないこと。②保育士の大幅な入替えがなく、入所児童及び保護者に不安を与えないこと。③経験豊かな保育士がバランスよく配置されていること。④運営主体の変更による保育方針、運営手法への不安を与えないこと。⑤市民アンケートの結果、現在の保育園の体制への満足度が高いため、移管園については、公立保育園と変わらぬ運営が約束できること。

◆民営化移行形態3「市が社会福祉協議会（社会福祉法人）に、運営主体を移管する」場合のプロセスと期間の目安



★対象園の決定から移管までに、3年半～5年程度が目安となる。

★公私連携型保育所の指定・協定・都届出については、法人保育サービスが開始するまでに行うこととなる。

■民営化移行形態 各課題

○民営化移行形態1の課題

- ①移管する際に、保育士が変わるため、子どもの保育環境に配慮した対応が必要→合同保育期間を設ける。
- ②施設、用地の所有関係の整理→施設譲渡、用地賃貸借

○民営化移行形態2の課題

- ①市が法人設立をする意義を明確に示す必要がある。保育園の運営以外に、児童館・学童など子ども関連施設の運営に係るかどうかが検討をする必要がある。
- ②法人設立にあたっては、準備室など設立に向けた組織体制をつくり、設立後も運用、設立資金などの財務の検討など、しっかり維持できる運営体制を確立する必要がある。
- ③法人運営とする場合、複数園を運営しないと、法人を設立するメリットが見いだせない。
- ④職員は派遣などの形態をとることになるが、職員の給与面などの処遇において現行処遇との差が生まれないような配慮した設計が求められる。
- ⑤「公私連携型保育所」は、申請により市町村が指定できる。選定方法の法律上の規定はないが、公正な手続きの上選定する必要がある。

○民営化移行形態3の課題

- ①国立市社会福祉協議会に、新たな保育・子育て支援事業部門の創設が必要となる。現在、国立市社会福祉協議会は市とともに成年後見制度を強化していることや、平成27年度より、モデル事業としてCSW（コミュニティ・ソーシャルワーカー）を配置するなど、本来の社協の役割である地域福祉の強化に大きく踏み出しているという現状がある。そのことから、個別施設の運営事業については、専門性の高い他の社会福祉法人に任せることで、人的資源を地域福祉に振り分けるという方針であるため、現在の設立趣旨や今後目指すべき方向性と一致するかという点についてもより検討が必要である。